

「医療に関する総合的な市民啓発の実行支援委託」
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は200点とします。

3 評価点の最も高い者が2人以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。さらに同点の場合は「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価は各A＝5点、B＝3点、C＝0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、

評価がAであれば評価点は $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,000点、基準点は600点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目		評価の着目点	評価			採点			
			A (5点)	B (3点)	C (0点)	評価	比率	配点	
これまでの業務実績		同種又は類似する啓発・PRの実行、あるいは実行支援の実績 (過去4年間：平成28年度以降)	優れている	十分である	—		× 1	5点	
本業務の実施体制		管理責任者における、同種又は類似する調査企画・コンサルティング業務の実績 (過去4年間：平成28年度以降)	優れている	十分である	劣っている		× 1	5点	
		管理責任者以外の作業担当者における、同種又は類似する調査企画・コンサルティング業務の実績 (過去4年間：平成28年度以降)	優れている	十分である	劣っている		× 1	5点	
提案内容	6(1) 年間進捗管理	打ち合わせ等の会議体を含め、具体的かつ無理のない作業工程がわかりやすいか	優れている	妥当である	劣っている		× 1	5点	
	6(2)アクションプランのアクションの実施	①「#胸ケンチェック」の継続実施	過年度の実績実績を十分理解しており、継続性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点
			市民からの認知拡大と関心向上が見込める発展性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点
			医療分野の施策等を理解しており、実現可能性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点
		②「医療マンガ大賞」の継続実施	過年度の実績実績を十分理解しており、継続性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点
			市民からの認知拡大と関心向上が見込める発展性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点
			医療分野の施策等を理解しており、実現可能性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点
	③新規企画の実施	市民からの認知拡大と関心向上が見込める発展性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点	
		医療分野の施策等を理解しており、実現可能性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 3	15点	
	6(2)イ 医療の視点Webページでの情報発信	①掲載コンテンツの提案	市民からの認知拡大と関心向上が見込める発展性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 2	10点
			医療分野の施策等を理解しており、実現可能性があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 2	10点
	6(3) 各啓発施策の効果拡大を図る取組の実施	各観点を漏れなく盛り込んで提案しているか	優れている	妥当である	劣っている		× 2	10点	
	6(4) 各啓発施策の効果検証の実施	効果的な手法を提案しているか	優れている	妥当である	劣っている		× 2	10点	
	6(5) 横浜市医療局職員向け研修の実施	効果的な手法を提案しているか	優れている	妥当である	劣っている		× 1	5点	
取組意欲	本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか	優れている	妥当である	劣っている		× 2	10点		
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算	—	該当している	該当していない		×1/3	1点		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算	—	該当している	該当していない		×1/3	1点		
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定	—	該当している	該当していない		×1/3	1点		
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している	—	該当している	該当していない		×1/3	1点		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)	—	該当している	該当していない		×1/3	1点		
合 計								200点	